

**淡路広域水道企業団水道事業経営戦略改定等支援業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領**

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

淡路広域水道企業団水道事業経営戦略改定等支援業務委託

(2) 委託業務概要

別紙「淡路広域水道企業団水道事業経営戦略改定等支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

(3) 委託期間

委託期間は、契約締結日から令和7年3月25日までとする。

(4) 提案見積金額の上限

ア 提案見積金額は、総額 12,210,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）を超えてはならない。なお、この金額は契約時の予定価格となるものではない。

イ 提案見積金額は、委託業務全体に要する費用を積算し、総額（消費税及び地方消費税を除く。）とすること。

ウ 積算内訳書（所定様式）を添付すること。

(5) 契約保証金

淡路広域水道企業団契約規程（平成22年淡路広域水道企業団管理規程第4号。以下「契約規程」という。）の定めによるものとする。

(6) 契約金額の支払方法

総額を業務完了後に支払うものとする。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) プロポーザル参加申込書受付期間の最終日から契約締結日までの間において、淡路広域水道企業団指名停止基準（平成22年淡路広域水道企業団訓令第2号）に基づく指名停止処分及び兵庫県からの指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団、及びその団体の構成員またはこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 公営企業会計に専門的知識を有する公認会計士の資格を有し、地方公共団体が発注した上水道事業の経営戦略の策定、水道料金の改定業務又はこれらと同等の業務に関する

受託実績（受託形態は問わない。）を有する者を配置できること。

なお、当該有資格者を自社雇用の社員により配置できない場合は、業務提携等による人員の配置も可とするが、その場合は当該有資格者が本業務に即時対応できる体制を整えること。

3 実施方法

(1) 選定委員会の設置

プロポーザルにおける審査及び契約候補者を選定するため、淡路広域水道企業団水道事業経営戦略改定等支援業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査を行う。

なお、選定委員会は非公開とする。

(2) 実施日程

プロポーザルによる契約候補者の選定は、以下の日程により行う。

	内 容	実施日
1	参加募集の公告	令和6年6月20日（木）
2	参加申込書の受付期間	令和6年6月21日（金） ～令和6年7月1日（月）午後5時（必着）
3	参加資格の審査結果通知	随時、審査のうえ通知する。
4	提案書作成等に係る質問受付期間	令和6年7月8日（月） ～令和6年7月16日（火）午後5時まで
5	質問に対する回答日	令和6年7月19日（金）
6	業務提案書提出期間	令和6年7月24日（水） ～令和6年8月5日（月）午後5時（必着）
7	業務提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング	令和6年8月 下旬
8	選定委員会による審査及び契約候補者の選定	令和6年9月 中旬
9	選定結果通知・公表	令和6年9月 中旬
10	契約締結日	令和6年9月 下旬

※予定日程であり、進捗状況や都合等により変更になる場合があります。

4 参加申込み手続き

(1) 参加申込書等の配布方法

淡路広域水道企業団ホームページからダウンロード

URL <http://awaji-suido.jp/>

(2) 参加申込書の提出及び結果の通知

参加申込みをする事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、プロポーザル参加申込書（様式第1号）に必要書類を添付のうえ、受付期間内に提出すること。

なお、参加申込事業者の参加資格を審査の上、プロポーザル参加資格審査結果通知書

(様式第2号)により結果を通知する。

(3) 添付書類

ア 事業者概要書(様式第3号)

※直近2ヵ年の決算関係書類の写しを添付すること。(貸借対照表及び損益計算書又は決算書)

イ 協力会社がある場合は、協力会社調書(様式第4-1号)及び協力会社になることの承諾書(様式第4-2号)

ウ 次に掲げる税金に未納がないことの証明書

①法人税、消費税及び地方消費税

②本店又は委任を受けた営業所等の所在地の法人市民税、固定資産税

※上記①・②ともに、参加申込書提出日以前3ヵ月以内の証明書

エ 淡路広域水道企業団入札参加資格者名簿に登録がない者は、次に掲げる書類も併せて提出すること。

①印鑑証明書

②登記事項証明書

③委任状

(4) 提出期間

令和6年6月21日(金)から7月1日(月)午後5時必着(土日祝日を除く。)

(5) 提出場所

淡路広域水道企業団 総務課 経営係(兵庫県南あわじ市神代浦壁 792-6)

(6) 提出方法

持参又は書留郵便にて必着のこと。

(7) 提出部数

プロポーザル参加申込書(様式第1号)他(添付書類含む) 1部

5 プロポーザルに関する質問の受付及び回答

本プロポーザルにおける質問は、業務提案書の作成に係る質問のみとし、審査及び評価に係る質問は一切受け付けない。

(1) 質問は、内容を簡潔にまとめた上、提案書等に関する質問書(様式第5号)により、電子メールにて提出すること。なお、メール送信後は電話により、当該メールの到着確認を行うこと。

提出先 淡路広域水道企業団 総務課 経営係

E-mail kigyoudan@awaji-suido.jp

TEL: 0799-42-5896

(2) 質問書の受付期間は、令和6年7月8日(月)から7月16日(火)午後5時までとする。

(3) 回答日 令和6年7月19日(金)

(4) 質問に対する回答は、淡路広域水道企業団ホームページ上において回答し、質問者名

は非公表とする。

6 提案書等の提出

参加事業者は、業務提案書、業務実績書、業務実施体制表及び提案見積書（以下「提案書等」という。）を作成のうえ、提出期限までに提出すること。

(1) 提案書等の提出期間

令和6年7月24日（水）から8月5日（月）午後5時必着（土日祝日を除く。）

(2) 提出場所

淡路広域水道企業団 総務課 経営係

(3) 提出方法

持参又は書留郵便にて必着のこと。

(4) 提出書類等

No.	提出書類及び様式	提出部数
1	業務提案書	正本1部、副本10部
2	業務実績書（様式第6号）	〃
3	業務実施体制表（様式第7号）	〃
4	提案見積書（様式第8号及び積算内訳書）	原本1部、写し10部

(5) 留意事項

ア 業務提案書を編冊（A4版）の上、提出すること。

イ 業務提案書の表紙には、正本、副本ともに、参加事業者名を記入し、20ページ以内（表紙、目次はページ数に含まない）とすること。

ウ 仕様書の業務内容に掲げる事項について具体的な提案をするとともに、業務の実施手順、業務スケジュール等を記載すること。

エ 提案書等は、日本産業規格A4版横書きとし、文字の大きさは原則として11ポイント以上とする。

オ 図面等でやむを得ず日本産業規格A3版を使用する場合は折り込むこととする。この場合1ページとしてみなす。

7 参加辞退届

参加申込み後、本プロポーザルを辞退する場合、プロポーザル参加辞退届（様式第11号）を提出すること。

なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取り扱いを受けることはない。

(1) 提出期限

令和6年8月5日（月）午後5時必着（土日祝日を除く。）

(2) 提出場所

淡路広域水道企業団 総務課 経営係

(3) 提出方法

持参又は書留郵便にて必着のこと。

8 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

参加事業者ごとにプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時及び場所

プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書（様式第9号）により通知する。

(2) 実施時間

プレゼンテーションは各参加事業者 50 分以内とする。（準備:5 分以内、プレゼンテーション:30 分以内、質疑応答:15 分以内）

(3) 実施方法

プレゼンテーションは、提出した業務提案書に基づき説明すること。

プレゼンテーションで使用する電子機器類（スクリーンを除く。）は、すべて参加事業者の責任において用意すること。

(4) 出席人数は、4名以内とする。

なお、出席者の条件として、契約相手方となった場合における業務の統括責任者を必ず同席させ、プレゼンテーション開始時まで、プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（様式第10号）を提出すること。

(5) 実施の順序は、業務提案書の受付順とする。

(6) プレゼンテーションは非公開とする。

9 評価項目及び評価基準

提案書等に対する評価項目及び評価基準は、別紙 評価基準表のとおりとする。

10 プロポーザルの審査方法及び契約候補者の選定方法

(1) 選定委員会は、参加事業者から提出された書類の審査、プレゼンテーション、提案見積金額における経済性により、評価点が最も高い者を契約候補者として選定する。

(2) 評価点が同点の者が複数いる場合は、提案見積金額が最も低い者を契約候補者とする。

(3) プロポーザルへの参加事業者が1者であった場合にも、評価を実施し、契約候補者を選定するものとする。

11 選定結果の通知

(1) 審査の結果は、すべての参加事業者に対して、書面により通知する。また、淡路広域水道企業団ホームページ上で、契約候補者名及び評価点、並びに次順位事業者名を公表する。

(2) 審査の経緯及び審査結果に対する異議申立て等は、一切受け付けないものとする。

12 契約候補者の決定を取り消す場合

プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうと認められる次の(1)から(3)の事

由が生じた場合は、その内容を選定委員会が審査し、契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 参加事業者の提出書類又は参加資格等に虚偽があることが判明した場合
- (2) 本件に関して不正あるいは公正さを欠く行為等があったと、選定委員会が認める場合
- (3) その他本要領の定めに反した場合

13 次順位者の繰上げ

契約候補者が、契約締結日までに「2 参加資格要件」を満たさなくなった場合、若しくは当企業団が契約候補者との協議が整わないと判断した場合、契約候補者と本業務に係る契約を締結せず、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、評価点が上位であった者から順に当該委託業務についての協議を行うものとする。

14 契約候補者との契約締結協議

淡路広域水道企業団は、契約候補者と契約締結に向けた協議を行うが、契約候補者の選定をもって当該候補者の提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で業務提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

15 委託契約の締結

契約候補者と委託契約の条件等について、協議を実施し、双方合意に達した場合には、契約規程に基づき、委託契約を締結する。

16 その他の留意事項

- (1) 提案書等の作成費やプロポーザル参加旅費等の経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (3) 提出された提案書等の返却は行わない。
- (4) 契約締結後において、受注者は、委託業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。ただし、本業務の一部を再委託する場合で、事前に再委託する業務、再委託先を当企業団に書面で報告し、承認を得た場合は、この限りでない。

17 提出先及び問合せ先

- (1) 担当部署：淡路広域水道企業団 総務課 経営係
- (2) 所在地：〒656-0452 兵庫県南あわじ市神代浦壁 792 番地 6
- (3) TEL：0799-42-5896
- (4) FAX：0799-42-5897
- (5) E-mail：kigyoudan@awaji-suido.jp